知っていますか？軽自動車税

▶問合せ　税務課　市民税係（☎95－0116）

軽自動車税は4月1日現在の所有者等（納税義務者）に課税されます。

軽自動車を登録、廃車、譲渡等する場合には、関係機関への届出が必要です。また、スクラップ、盗難等により実際に所有していなくても、所定の手続きをしないといつまでも税金がかかります。

軽自動車税は、普通自動車とは違い、月割で計算しません。4月1日を過ぎてから廃車、名義変更をしても税の払戻しはありません。

3月末は、窓口が混雑しますので早めに手続きをお済ませください。

▼市役所でできる手続き

・原動機付自転車（125ccまで）

・小型特殊自動車

・ミニカー

軽自動車の手続き

手続き内容		必要なもの
登録	販売業者から購入する場合	登録者の印鑑、販売証明書
	市外から転入した場合	登録者の印鑑、廃車証明書またはナンバープレート
	人から譲り受けた場合	登録者の印鑑、廃車証明書またはナンバープレート、譲渡証明書
廃車するとき		登録者の印鑑、ナンバープレート
盗難にあったとき		**※必ず警察に届けてください。** 警察への盗難届出済の証明できるもの、登録者の印鑑

登録者と届出者が違う人の場合、届出者の印鑑も必要となります。

▼市役所以外の手続き場所

車種により異なります。

車　種	届　出　先	
二輪の軽自動車（125ccを超え250cc以下）	軽自動車協会	三河分室 豊田市若林西町西葉山48番地1 ☎0565-52-3111
軽自動車	軽自動車検査協会	愛知主管事務所　三河支所 豊田市若林西町西葉山48番地2 ☎050-3816-1772
二輪の小型自動車（250ccを超えるもの）	運輸支局	西三河自動車検査登録事務所 豊田市若林西町西葉山46 ☎050-5540-2047

原動機付自転車、小型特殊車両以外は自家用自動車組合でも代行しています。（岡崎、豊田ナンバーは除く）安城商工会議所内（☎(76)3451）刈谷商工会議所内（☎(21)3702）

▼納税方法

年1回、5月中旬に納税通知書をお送りしますので、5月末日（土・日曜日、祝日の場合はその翌営業日）までに市役所、最寄りの市税取扱金融機関およびコンビニエンスストアで納めてください。

※口座振替の人は、5月末日（土・日曜日、祝日の場合はその翌営業日）に指定口座から引き落としされます。便利な口座振替をぜひご利用ください。

※納税証明書は6月10日頃の発送を予定しています。納税証明書の発送までに車検を受ける人は、記帳した通帳をお持ちください。納付確認のうえ、税務課窓口で納税証明書を発行します。

自賠責制度について

バイク・原動機付自転車にも自賠責保険（共済）への加入が法律で義務付けられています。無保険（無共済）で走行すると、法律により罰金および罰則が課せられ、免許停止処分となります。

▼自賠責保険（共済）の取扱い

損害保険会社、農業協同組合（JA共済連）、労働者共済生活協同組合（全労済）、自動車共済協同組合（全自共）、トラック交通共済協同組合（交協連）

▽バイク、原動機付自転車は次の代理店等で加入手続きができます。

バイク販売店・カーディーラー・コンビニエンスストア・損害保険会社の代理店・農協等

軽自動車税の減免

原則として、心身に障がいのある人（18歳未満の人や精神に障がいがある場合は、生計を一にする人）が所有しているオートバイ、軽自動車にかかる税金は、障がいの程度により一台に限り減免が受けられます。

なお、すでに普通自動車で税金が減免されている人、障害者福祉タクシー料金助成利用券の交付を受けている人は、受けられません。

▼申請

4月4日(月)～5月24日(火)までに税務課市民税係へ。

▼持参するもの

身体障害者手帳等・自動車検査証・運転免許証（該当の車を運転する人のもの）・印鑑・マイナンバーの分かるもの

知っていますか？軽自動車税

軽自動車税の税率が変わりました

地方税法の一部改正にともない、軽自動車税の税率が変わりました。

▶問合せ　税務課　市民税係（☎95－0116）

1. 原動機付自転車・二輪車等

◆平成28年度から新税率が適用されます。

車種区分		税額（年額）	
		平成27年度まで	平成28年度以降
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪	125cc超～250cc以下（側車付きを含む）	2,400円	3,600円
	トレーラー	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用車	1,600円	2,400円
	その他（フォークリフト等）	4,700円	5,900円

2. 三輪車・四輪以上の軽自動車

◆平成27年4月1日以降に「最初の新規検査を受けた車両」※から新税率が適用されます。

※「最初の新規検査」とは、車検証の「初度検査年月」です。

◆平成28年度から「最初の新規検査から13年を経過した車両」について新税率が適用されます。

車種区分			平成26年度まで	⇒	平成27年度以降		平成28年度以降
					【A】最初の新規検査が平成27年3月31日までの車両	【B】最初の新規検査が平成27年4月1日以降の車両	【C】最初の新規検査から13年を経過した車両
軽四輪	乗用	自家用	7,200円	⇒	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円		5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円		4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円		3,000円	3,800円	4,500円

・平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両は、最初の新規検査から13年を経過するまでは「表中【A】」の税額です。

・平成27年4月1日に最初の新規検査を受けた車両は、平成27年度から「表中【B】」の税額となります。

・平成27年4月2日以降に最初の新規検査を受けた車両は、平成28年度からの課税となり、最初の新規検査から13年を経過するまでは「表中【B】」の税額となります。

・平成14年12月までに最初の新規検査を受けた車両は、平成28年度から「表中【C】」の税額となります。（電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール自動車およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車並びに被けん引自動車は除きます。）

3. 軽自動車税のグリーン化特例

◆平成27年4月1日～平成28年3月31日までに新規取得した場合、一定の性能を有する環境負荷の小さい車両について、平成28年度分の軽自動車税について軽減されます。

最初の新規検査の期間			平成27年4月1日～平成28年3月31日		
対象車			平成28年度のみ適用		
			・電気自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制からNOx10％低減）	・乗用車は、H23年度燃費基準＋20％達成車 ・貨物車は、H27年度燃費基準＋35％達成車	・乗用車は、H32年度燃費基準達成車 ・貨物車は、H27年度燃費基準＋15％達成車
軽四輪	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。